

川崎市景観アドバイザー会議等に従事する非常勤職員に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、都市景観の形成に関する助言業務に従事する特別職非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 非常勤職員は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項の規定による届出及び同条第5項後段の規定による通知を行おうとする計画に係る都市景観の形成に関する助言
- (2) 公共施設の整備に係る都市景観の形成に関する助言
- (3) 景観形成協議会からの都市景観の形成に関する相談に対する助言
- (4) 市民、事業者等からの都市景観の形成に関する相談に対する助言

(身分)

第3条 非常勤職員の身分は、地方公務員法第3条第3項第3号に規定する特別職の非常勤職員とする。

(非常勤職員の職名)

第4条 非常勤職員の職名は、景観アドバイザーとする。

(任用)

第5条 任期は、その採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内でまちづくり局長が定めるものとする。ただし、再任は妨げない。

(退職)

第6条 非常勤職員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その日をもって

退職する。

- (1) 任用期間が満了した日
- (2) 退職の願い出が承認されて定められた日
- (3) 死亡したとき。

(解嘱)

第7条 市長は、非常勤職員が次の事項に該当するときは、その職を解くことができる。

- (1) 勤務成績が良くないとき。
- (2) 心身の故障のため、その業務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) その他その職に必要な適格性を欠くとき。

(勤務日)

第8条 非常勤職員の勤務日は、1年度につき12回以内とし、原則として毎月1回程度とする。

- 2 前項に定める勤務日は、川崎市都市景観条例（平成6年条例第38号）第11条の2第2項に規定する事前協議の件数等に応じて、まちづくり局長が決定するものとする。

(報酬)

第9条 非常勤職員には、第1種報酬を支給する。

- 2 非常勤職員の第1種報酬は、1日につき12,500円とする。
- 3 前各項に規定する第1種報酬の支給方法は、総務企画局長が別に定めるもののほか、正規職員の例による。

(公務災害補償等)

第10条 非常勤職員の公務災害補償等については、川崎市議会の議員その他

非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の定めるところによる。

2 公務上の災害を受け勤務しない場合、当該期間に対する第1種報酬は支給しない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、まちづくり局長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。